

741 けん欠利札納付金の徴収

事務手順	取扱要領
①徴収	<p>○ 汚染き損証券引換・券面種類交換・証券からの登録の請求により受入れる利付国債の証券について、支払期日の到来していない利札が欠けているときは、その欠けている利札券面金額に相当する金額を現金で納付させる（これを「けん欠利札納付金」という。）。ただし、利付国変動15年の場合、利子額が確定していない利札が欠けているときは、当該利札の利子額が確定するまで、その請求を保留させる。</p> <p>⇒ 500参照・無記名国債証券各種請求事務 600参照・登録国債各種請求事務</p>
②証券面への記載など	<p>○ 証券の表面上部余白に「〇〇期分けん欠納付金〇〇円」と記載する。</p> <p>○ 請求書の余白に「〇年〇月〇日渡から〇年〇月〇日渡まで〇〇期分利札けん欠による納付〇〇円徴収済」と記載する。</p>

証券面・請求書への記載例

3期分けん欠納付金 7,500円

日本国政府

利付国庫債券(10年)

拾万四
〇〇支店

書式 No. 100 国債証券引換請求書

14.3.20 渡から 15.3.20 渡まで3期分 (日付) 13.5.21
 利札けん欠による納付金7,500円徴収済

日本銀行
 〇〇代理店 御中

住所 大阪市東区伏見町4-1
 〇〇証券株式会社
 氏名 取締役社長 甲野太郎
 (金融機関等) 0805
 (コード)

代表者の印

下記のとおり引き換えて下さい。

請求事由 (いづれかモロで囲む)	国債名称・記号
汚染き損証券引換	利付国庫債券(10年) 第200回

③送金

○ 徴収したけん欠利札納付金は、国債元利金の計算に加えないで、適宜の方法により統轄店へ送金する。

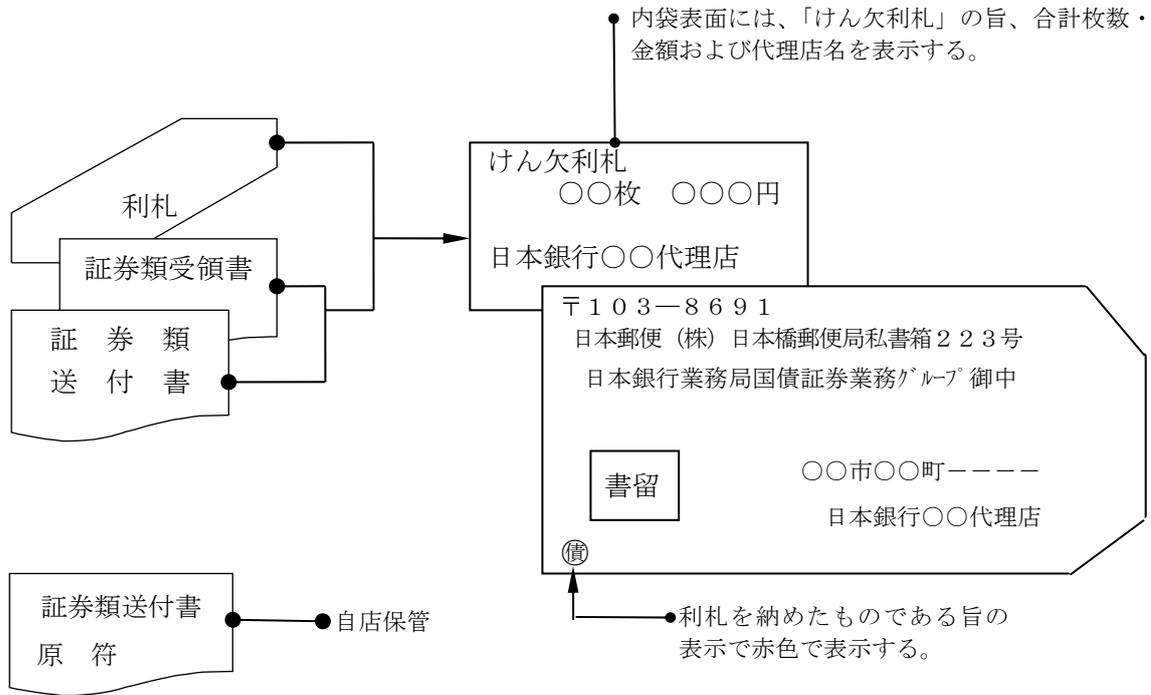
④報告

○ 送金したときは、けん欠利札納付金の内容を適宜の方法により、速やかに統轄店（本店管下代理店は業務局国債業務グループ）へ報告する。

742 けん欠利札納付金の払戻し

事務手順	取扱要領
①受付	<p>○ 利札の所持人から、けん欠利札納付金の払戻請求を受けたときは、けん欠利札納付金払戻請求書を提出させる。</p> <p>* 払戻請求書は、次のような事項を満たした適宜の書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 請求金額・請求事由 ● 利札の要項（国債名称・記号・番号）・枚数 ● 請求者の住所・氏名（名称）・押印 <p>* 利札は、後記④により払戻すときまで請求者に保管させておく。</p>
②けん欠利札納付金払戻請求書の送付	<p>○ 提出された払戻請求書に代理店名・受付日付を表示したうえ、これを速やかに統轄店（本店管下代理店は業務局国債業務グループ）へ送付する。</p> <p>⇒ 141②参照・代理店名などの表示</p>
③送金通知の受理	<p>○ 業務局（統轄店経由）から払戻金の「送金通知」を受けたときは、請求者に払戻金の受領方および払戻時には利札を持参するよう電話などにより通知する。</p>
④払戻し	<p>○ 払戻しの請求を受けたときは、利札と引換えに支払う。</p> <p>* 払戻金は、所得税の徴収を要しない。</p>
⑤廃印の押なつ	<p>○ 受け入れた利札には、直ちにその裏面  印の個所に廃印を明りょうに押す。</p> <p>⇒ 142①参照・回収証券類への廃印の押なつ</p>
⑥利札の送付	<p>○ 受入れた利札により、国債証券類送付書を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 証券類送付書の摘要欄に「けん欠利札回収」と記載する。 <p>* 国債証券類送付書原符および国債証券類受領書と併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、国債証券類送付書との3枚複写となっている。）。</p>

- 利札・証券類送付書を次のとおり一括して封筒に納め、書留郵便（一般書留）など確実な方法により速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。



⑦国債証券受領書の受理

- 業務局から証券類受領書の送付を受けたときは、証券類送付書原符に添付して保管（保管期間1年）する。